

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は、高校生等奨学給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

令和8年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等)
②事務の概要	神奈川県教育委員会では、国公立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号(第3号を除く。))に掲げるものをいう。以下「高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在学する高校生等の親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)が負担する授業料等以外の教育に必要な経費について、給付金の支給を行っている。 当該給付金は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税もしくは182,500円未満であることを要件としていることから、保護者等の税額情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の審査を行うものである。
③システムの名称	奨学給付金システム(アクセス)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高校生等奨学給付金特定個人情報照会ファイル(国公立高等学校等)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の12の項(令和8年12月終了予定) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の12の項(令和8年12月終了予定) ・番号法第9条第1項(令和9年1月施行予定) ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表8の項(令和9年1月施行予定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ
②所属長の役職名	教育局行政部財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8251

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8251
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの紐づけを行う際は、必ず複数人で確認を行った上で紐づけを行うこととしている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	奨学給付金システムは、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第9号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事前	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律の改正に伴う 修正
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策8	—	記載のとおり	事後	様式改正
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策11	—	記載のとおり	事後	様式改正
令和8年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	当該給付金は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを要件としていることから、保護者等の税額情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の審査を行うものである。	当該給付金は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税もしくは182,500円未満であることを要件としていることから、保護者等の税額情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の審査を行うものである。	事後	国による制度の一部変更に伴う修正
令和8年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の9の項 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の12の項(令和8年12月終了予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の12の項(令和8年12月終了予定) 番号法第9条第1項(令和9年1月施行予定) 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表8の項(令和9年1月施行予定) 	事後	条例改正に伴う修正
令和8年6月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	国による制度の一部変更に伴う修正
令和8年6月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正